

## 「一般財団法人日本視聴覚教育協会賛助会員」細則

一般財団法人日本視聴覚教育協会

### (目的)

第1条 この細則は、一般財団法人日本視聴覚教育協会定款（第10章 賛助会員）の規程に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

### (構成員)

第2条 賛助会員（以下「会員」という）の構成員は、維持会員と研究会員及び特別維持会員とする。

- (1) 維持会員は、会社・事業所およびその関係団体等で、この法人の目的事業を賛助するものとする。
- (2) 研究会員は、学校教育・社会教育・産業教育等の施設・研究所、その他関係団体および個人で、この法人の目的事業を賛助するものとする。
- (3) 特別維持会員は、会社・事業所及びその関係団体等で、この法人の目的事業に沿った特別な協力事業をもって賛助するものとする。

### (会費)

第3条 会員は、次の各号に掲げる賛助会費（以下「会費」という）を納めるものとする。  
なお、会費の中には、月刊「視聴覚教育」の年間購読料を含むものとする。

- (1) 維持会員の会費（以下「維持会費」という）は、月額1口5,000円とし、維持会費の納入は、月額1口以上とする。  
また、維持会員としての入会が事業年度の途中であった場合の会費の取り扱いは以下のように定める。
  - ・入会月が4月から9月の場合は年会費相当額の全額
  - ・入会月が10月から3月の場合は年会費相当額の1/2
- (2) 研究会員の会費（以下「研究会費」という）は、年額20,000円の会費を納めるものとする。
- (3) 特別維持会員の会費（以下「特別維持会費」という）は、協力費の10%を納めるものとする。

### (会費納入方法)

第4条 会費の納入は次の各号に掲げる方法に依るものとする。

- (1) 会費の年間は、4月から翌年3月までとする。
- (2) 維持会費が、月額2口以下の場合は、半年分を一括し、年2回分割で納入するものとする。  
ただし、月額3口以上の場合は、この限りでない。
- (3) 研究会費の納入は、毎年前年度末（3月末）とする。

(4) 特別維持会費の納入は、協力事業終了時に納入するものとする。

(特典)

第5条 会員は、次の各号に掲げる特典を得ることができるものとする。

(1) 維持会員は、次のとおりとする。

- ① この法人が行う視聴覚教育に関する講習会・研究会・協議会への参加ができる。
- ② この法人が行う視聴覚教材のコンクールに出品することができる。
- ③ この法人が行う海外調査・大会等出席の派遣事業に参加することができる。
- ④ この法人が行う視聴覚機器・教材の研究開発および発表に参加することができる。
- ⑤ この法人が行う視聴覚教育に関する全ての情報の提供を得ることができる。
- ⑥ この法人が作成する出版物が提供される。

(2) 研究会員及び特別維持会員は、次のとおりとする。

- ① この法人が行う視聴覚教育に関する講習会・研究会・協議会等へ参加ができる。
- ② この法人が行う視聴覚機器・教材の研究開発および発表に参加することができる。
- ③ この法人が行う海外調査・大会等出席の派遣事業に参加することができる。
- ④ この法人が作成する出版物が提供される。

## 附 則

1. 平成16年6月14日 改正
2. 平成21年7月16日 改正
3. 平成22年7月14日 改正
4. 平成24年4月 1日 改正